

第 205 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
<http://www.maeda-cpa.com/>

平成 20 年 7 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 204 回

2008 年 7 月 2 日の日経新聞夕刊の記事です。

- ① 米新車販売 18%減、さすがのトヨタも 2 割減、生産体制見直し
- ② 日経年平均一時 190 円超す下げ（最終 176 円下げ）、43 年ぶり十営業日続落
- ③ NY 原油終値、最高値を更新、ドバイ原油最高値更新

大変な状況ですね。この荒波は特に中小企業には激しく、厳しく影響してきます！！
どう生き抜くか、まさに今が「正念場」です。

でも、やはりできることは基本力の UP しかありません。もう一度やり直しましょう。

- ① 夢中になること → 夢中になれば人生が開けます
- ② できるだけ長い目で見ること（事業、お客様、人脈、etc）
- ③ 枝葉末節に捉われず、根本的に考えること（あせって間違えないように）
- ④ そして、皆様にお返しを考えること（今あることは皆様の御陰です）

しかありませんね。

焦らず、大局観と信念を持って生き抜きましょう！！

前田の《今人生を語る》第 110 回

めざめよ日本人[㊦]

孟子の言葉に「為さざるあり、しかる後、以って為すあるべし」という一節があります。
安岡先生は、これを次のように解説してみえます。

「天地の理法に照らし合わせてみると、人にはして良い事として悪い事がある。このことを守れないような人間は大事もなすことはできない。特に企業の倫理規範を示す立場にある人はこのことを肝に銘じておく必要がある。

この判断を過てば、自分一人だけではなく、企業全体の浮沈にかかわることになる。法に触れるか触れないかの問題ではなく、天地の理法に照らし、独り観想して決然として決める。これができている人は実にさわやかだ。そういう人はますます人望が高まり、より大きな仕事を任されるようになる」

経営者よ反省しろ…ですね！！

会社が行う研修旅行については、一定の要件を満たした場合には、各事業年度の損金の額に算入されません。しかし要件を満たさないと、交際費課税の対象となるケースや研修を受けた個人への給与課税がなされる場合があります。

1. 研修費とは

研修費とは、会社の業務を行うために直接必要な旅行をいいます。名目のみの研修旅行で、その主たる目的が観光である場合には、研修旅行として認められず損金に算入されません。

税務調査等で実態の有無を指摘された際に研修旅行として主張できるように、たとえば日程表や、研修のレジュメ、議事録等を保管しておくことが必要と思われます。

2. 交際費との関係

下記のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとは認められません。

- ・同業者団体が主催するおもに観光を目的とした団体旅行
- ・旅行の斡旋業者などが主催する団体旅行
- ・観光渡航の許可を得て海外で行う研修旅行

なお、業務を行うために直接必要な研修と必要でない観光等を合わせて行った場合には、業務を行うために直接必要な研修に要した費用のみが損金となります。

3. 海外研修

研修旅行が海外で行われる場合、その支度金も含め業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該渡航のための通常必要と認められる部分に限り、旅費として費用計上が認められます。

従って、業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額は当然ですが、業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、当該役員又は使用人に対する給与とされます。

4. 給与課税となる場合（経済的利益）

会社などが役員や使用人に与える一定の経済的利益は給与課税となります。従って、会社が役員や使用人に経済的利益を行った場合にも源泉徴収を行う必要があります。

研修旅行を行った場合、支払者側で損金になるか、交際費等になるかがポイントであるため、通常は役員や使用人への給与課税が問題になることはありませんが、次の場合には役員や使用人への経済的利益として給与課税が行われますので留意が必要です。

- ・役員等の特定の者のみが参加する旅行
- ・実質的に私的な旅行と認められる旅行
- ・金銭との選択可能な旅行

5. 社員旅行との関係

研修旅行名目で社員旅行（レクリエーション旅行）が行われた場合、参加した役員や使用人への経済的利益として給与課税が行われることとなります。

しかし、従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行によって従業員に供与される経済的利益の額が少額であって、少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨を逸脱しないものと認められ、かつ、その旅行が次のいずれの要件も満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

- ・旅行期間が 4 泊 5 日以内であること
- ・旅行参加者が全体の人数の半数以上であること
- ・不参加者に金品の支給を行っていないこと（お土産程度は大丈夫です）